半島振興広域連携促進事業費補助金交付要綱

策定: 平成27年4月9日国国地半第53号

国土政策局長

改正: 平成29年3月31日国国地半第23号

国土政策局長

改正:令和3年3月25日国国地半第23号

国土政策局長

改正:令和6年3月22日国国地半第27号

国土政策局長

(総則)

第1条 半島振興広域連携促進事業に係る半島振興広域連携促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。)、半島振興広域連携促進事業実施要綱(平成27年4月9日付け国国地半第52号。以下「実施要綱」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体、補助事業及び補助対象経費)

- 第2条 補助金は道府県に交付するものとし、その交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。) は、実施要綱第6条に規定する半島振興広域連携促進事業計画に基づき、実施要綱第5条第3項に規定する取組主体が実施する実施要綱第3条に規定する交流促進事業、産業振興事業、定住促進事業とする。ただし、補助事業に要する経費を道府県が負担しない場合には、国は、取組主体である市町村からの交付の申請を受理し、当該市町村に補助金を交付することができるものとする。この場合において、次項並びに第4条から第12条まで、第16条及び第17条中「道府県」とあるのは「市町村」と、別記様式第1及び第2中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、別記様式第2中「道府県」とあるのは「市町村」と、別記様式第3から第10まで中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 2 補助金の交付の対象とすることができる経費(以下「補助対象経費」という。)及び道府県に対し交付する補助金の額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第3条 道府県は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに別記様式第1の補助金交付申請

書を国土交通大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。なお、申請書には半島振興広域連携促進事業計画を添付しなければならない。なお、当該計画が複数の道府県により作成されたものである場合にあっては、道府県は、当該計画のうち自らの道府県に係る補助金を明示しなければならない。

2 第2条第1項ただし書の場合には、市町村は、すみやかに別記様式第1の補助金交付申請書を大 臣に提出しなければならない。なお、申請書には半島振興広域連携促進事業計画を添付しなければ ならない。なお、補助事業が複数の市町村によるものである場合にあっては、市町村は、当該計画のう ち自らの市町村に係る補助金を明示しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第4条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別 記様式第2の通知書により、その旨を道府県に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第5条 道府県は、適正化法第9条第1項の規定により補助金の交付の申請を取下げようとするときは前条の補助金交付の決定通知書を受けた日から起算して15日以内に別記様式第3により、その理由書を添えて大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第6条 道府県は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更 (別表に定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ別記様式第4の申請書を大臣に提出 し、その承認を受けなければならない。
- 2 道府県は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記様式第5の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 道府県は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式第6の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 道府県は、大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 道府県は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。)から起算して1箇月以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8の報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。

(額の確定等)

- 第9条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条に基づく承認をした場合は、その承認内容。)及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式9により道府県に通知するものとする。
- 2 大臣は、道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が 交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(概算払の請求等)

第10条 道府県は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第10の概算払請求書又は精算払請求書を官署支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第11条 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、 第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - (1)道府県が、適正化法、施行令、実施要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 道府県が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (3) 道府県が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については適正化法第19条の規定を適用する。

(財産の処分の制限)

第12条 道府県は、適正化法第22条の規定による大臣の承認を受けようとするときは、国土政策局長が別に定める「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について(平成23年10月24日付け国国総第44号)」によるものとする。

(取得した財産の管理)

- 第13条 取組主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完 了後においても、当該事業の目的に従って効率的な管理運営を図らなければならない。
- 2 道府県は、取得した財産等について、別記様式第11の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(利用状況等の報告)

第14条 道府県は、補助事業の終了の翌年度から起算して5箇年間について、補助事業に係る施設の利用状況等を当該年度の翌年度の4月30日までに報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

- 第15条 事業実施主体は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する以下に掲げる関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。
 - (1)予算決算関係書類 予算書及び決算書
 - (2)経理関係書類
 - ① 金銭出納簿
 - ② 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等)
 - (3)往復文書等

広域連携促進計画、交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及 び承認書類等

(4) その他

その他本事業の実施に係る書類

- 2 帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は別記様式第12の調書を作成しておかなければならない。

(指導、監督)

第16条 大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するに必要な限度において、補助金の交付を受ける道府県に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。なお、これらの対応については、デジタル技術を活用した手法(例えば、ウェアラブルカメラ及び音声通話の併用によるリアルタイム動画通信並びに音声による質疑応答を可能とする手法等)によることができる。

(附 則)

この要綱は、平成27年度予算の成立の日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。